

第 6 章

計画の推進

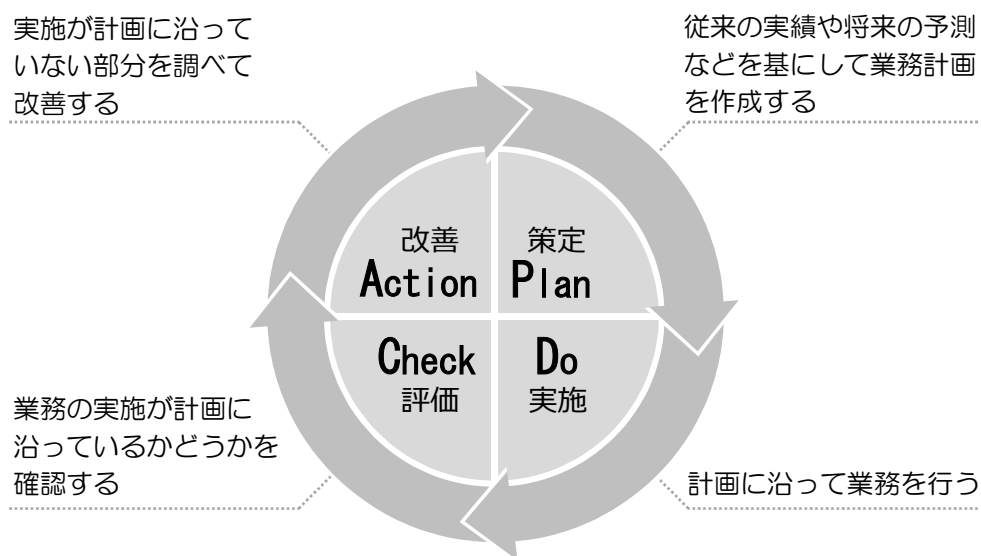
1 進捗状況の把握と評価の実施

本計画の目標実現に向けて、施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、進捗状況の点検、評価を実施していきます。

また、庁内の推進体制として、引き続き、高齢者福祉及び介護保険を所管する課が中心となり、関係各課や関係機関との緊密な連携のもと、計画を推進していきます。

また、計画を着実に実行するため、計画の進捗状況について、定期的に計画の達成状況を点検し、その結果に基づいて必要な対策を実施するPDCAサイクルに基づく管理を行います。

PDCAサイクルのイメージ



2 計画推進体制の整備

(1) 保健・医療・介護等の多職種・地域住民との協働

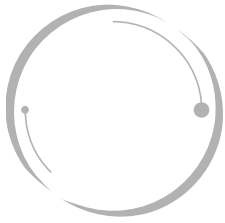
地域包括ケアシステムの深化・推進には、介護や医療だけでなく、保健、福祉、住宅等様々な関係機関と連携した取り組みが求められます。また、庁内各課が連携・協働して事業に取り組んでいくことが重要です。

そのため、行政、事業所や医療機関等の専門職種、地域住民の協働と連帯に基づくパートナーシップを構築していきます。

(2) 県及び近隣市町との連携

介護保険制度の円滑な運営においては、介護保険サービスの広域的利用など周辺地域との関わりも大きいため、県や近隣市町との連携が不可欠となります。

そこで、県や近隣市町との情報交換や連絡体制の強化を図り、近隣地域とも引き続き、サービス事業者や施設の利用に加え、地域包括支援センターでのケアマネジャーによる情報交換等の協力体制を取っていくとともに、町独自のICTを活用した基盤整備等もあわせて行っていきます。



資料編

1 南知多町介護保険運営協議会規則

(設置)

第1条 介護保険及び高齢者保健福祉に関する施策の円滑かつ適切な運営を図るため、南知多町介護保険運営協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(事業)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 介護保険事業計画及び高齢者保健福祉計画の改正に関する事項
- (2) 介護保険特別会計の運営及び保険料の改定に関する事項
- (3) 介護サービスの向上及び苦情処理に関する事項
- (4) 町の介護保険に関する施策の実施状況の調査その他重要事項
- (5) その他協議会の目的を達成するために必要な事項

(組織)

第3条 協議会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 保健医療関係者
- (2) 福祉関係者
- (3) 被保険者の代表者
- (4) 費用負担関係者
- (5) 知識経験を有する者
- (6) 町議会関係者
- (7) その他町長が必要と認める者

3 委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 協議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(運営)

第5条 協議会は、会長が招集し、その議長となる。

2 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

(関係者の出席)

第6条 協議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、厚生部保健介護課において処理する。

(補則)

第8条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は町長が定める。

附 則

この規則は、平成13年3月1日から施行する。

附 則(平成18年3月31日規則第13号)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成25年3月22日規則第3号)

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

2 南知多町介護保険運営協議会委員名簿

(敬省略)

関係部門	氏名	役職名
保健医療関係者	上 床 正	医師会代表
	丸 山 裕	歯科医師会代表
	榎 本 治彦	薬剤師会代表
福祉関係者	内 藤 宗 充	町社会福祉協議会長
	松 本 寿 美 雄	町民生委員・児童委員協議会代表
	田 中 吉 郎	社会福祉法人南知多常務理事
被保険者の代表者	日 比 登 史 男	町区長連合会長
	石 黒 充 明	町老人クラブ連合会長
	川 口 知 里	町女性団体連絡協議会代表
費用負担関係者	大 岩 徳 夫	あいち知多農協南知多地域担当理事 代表
	山 本 昌 弘	漁業協同組合代表
	石 橋 良 一	商工会代表
知識経験を有する者	上 村 昌 義	愛知県知多福祉相談センター次長兼 地域福祉課長
	深 見 亜 津 子	愛知県半田保健所健康支援課長
議会関係者	藤 井 満 久	議長
	榎 戸 陵 友	副議長
	石 垣 菊 蔵	文教厚生常任委員会委員長
	片 山 陽 市	文教厚生常任委員会副委員長

3 策定過程

開催日等	審議内容等
令和元年12月2日 ～ 令和元年12月23日	南知多町高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定に関する実態調査実施 調査対象者：令和元年12月1日時点で65歳以上である要介護（要支援）認定を受けていない一般高齢者 対象者数：3,500人 回収結果：2,394人 回収率：68.4%
令和2年9月28日	令和2年度 第1回 南知多町介護保険運営協議会 南知多町介護保険運営協議会規則について 1 介護保険制度及び地域支援事業の概要について 2 南知多町高齢者福祉計画及び第7期介護保険事業計画について 3 南知多町の将来人口の推移及び介護保険事業の概要について 4 高齢者一般調査の結果について 5 南知多町高齢者福祉計画及び第8期介護保険事業計画策定基本方針について 6 事業計画策定スケジュールについて 7 その他
令和2年11月11日	令和2年度 第2回 南知多町介護保険運営協議会 1 第8期介護保険事業計画について （1）介護サービス見込み量の算出手順 （2）人口及び認定者数の推計 （3）介護サービス見込み量の推計について （4）第8期 所得段階別保険料（案） （5）知多圏域介護保険料推計見込 （6）介護給付費および地域支援事業の推計について 2 その他
令和2年12月22日	令和2年度 第3回 南知多町介護保険運営協議会 1 第8期介護保険事業計画について （1）高齢者福祉計画及び第8期介護保険事業計画（案） （2）第1号被保険者保険料基準額の算定 （3）第8期 所得段階別保険料（案）12段階及び13段階 （4）パブリックコメントの募集について 2 その他
令和3年1月8日～ 令和3年1月25日	南知多町高齢者福祉計画及び第8期介護保険事業計画に関するパブリックコメントの実施
令和3年2月10日	令和2年度 第4回 南知多町介護保険運営協議会 1 パブリックコメント募集の結果について 2 第8期介護保険事業計画について （1）計画の策定過程 （2）南知多町高齢者福祉計画及び第8期介護保険事業計画の最終案 （3）第1号被保険者保険料基準額の算定 3 その他

4 用語集

【あ行】

ICT

「Information and Communication Technology」の略で、「情報通信技術」の意味。

NPO（民間非営利組織：Non Profit Organization の略）

ボランティア活動や営利を目的としない各種の公益活動、住民活動を行う組織・団体のことをいい、そのうち特定非営利活動促進法に基づく一定条件を満たして認定を受けた『特定非営利活動法人』を通称NPO法人という。

医療、福祉、環境、文化、芸術、スポーツ、まちづくり、国際協力、人権、平和、社会教育等の分野で活動をしている。

オレンジプラン

「認知症の人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域の良い環境で自分らしく暮らしを続けることができる社会を実現する。」ことを目的に、団塊の世代が75歳以上となる2025年に向けて策定された「新オレンジプラン（認知症施策推進総合戦略）」に基づき、認知症の取り組みをまとめたもの。

【か行】

介護医療院

要介護者に対し、「長期療養のための医療」と「日常生活上の世話（介護）」を一体的に提供する施設のことをいう。

介護給付

要介護（要介護1～5）の認定を受けた利用者（被保険者）が利用できるサービスとその利用料を保険料・税金から補助（支給）すること（保険給付）をいう。

介護サービス

要介護認定で要介護1～5と認定された人が利用できるサービス。日常生活を送ることが困難であり、介護が必要な人を支援することを目的としたもの。

介護支援専門員

要介護（要支援）認定者からの介護サービスの利用に関する相談や適切な居宅サービス・施設サービスを利用できるようケアプランの作成やサービス事業者等との連絡調整を行う専門職（ケアマネジャー）のこと。

介護保険制度

市町村等が「保険者」となって運営し、「被保険者（加入者・利用者ともいう）」が、サービス事業者の提供する介護に関するサービスを選択して利用できる制度のことをいう。

介護予防サービス

要介護認定で要支援と認定された人が利用できるサービス。要介護状態になることをできる限り防ぎ、自立に向けた生活が送れるように支援することを目的としたもの。

介護予防・日常生活支援総合事業

要介護認定で要支援と認定された人が利用できるサービス。要介護状態になることをできる限り防ぎ、自立に向けた生活が送れるように支援することを目的としたもの。

通いの場

「介護予防」、「閉じこもり予防」、「健康づくり」のため、集会所などの地域に開かれた場所で、地域の住民が運営する地域住民の集う場。

居宅療養管理指導

医師、歯科医師、薬剤師等が自宅を訪問し、療養上の管理や指導を行うこと。

グループホーム

認知症高齢者が、住み慣れた環境で、自立した生活を継続できるように、少人数で共同生活を営む住居またはその形態である。これらの居住者に対する日常生活援助等のサービスを指す意味でも用いられる。

介護保険制度において、要介護1～5、要支援2と認定された認知症の利用者を対象とする（介護予防）認知症対応型共同生活介護として位置づけられている。

ケアプラン

利用者個々のニーズに合わせた介護保険制度内外の適切な保健・医療・福祉サービスが提供されるように、ケアマネジャー（介護支援専門員）が、ケアマネジメントという手法を用い、利用者・家族と相談しながら作成するサービスの利用計画のこと。

ケアプランは、①利用者のニーズの把握、②援助目標の明確化、③具体的なサービスの種類と役割分担の決定、といった段階を経て作成され、公的なサービスだけでなく、インフォーマルな社会資源をも活用して作成される。

ケアマネジメント

介護支援専門員等が、要介護者等やその家族から、心身や生活等の状態や課題を分析しニーズを的確に把握して、介護サービス提供者や医療機関との連携・調整を図りながら、ケアプランを作成し、適切なサービスの提供に結びつけていくとともに、点検・評価を行い必要に応じて見直す等、専門的な観点から支援を行うこと。

権利擁護

自己の権利や援助のニーズを表明することの困難な認知症高齢者や障がい者等に代わって、援助者が代理としてその権利やニーズ獲得を行うことをいう。アドボカシー（代弁）ともいう。

合計所得金額

所得税法上は、所得の種類ごとに一年間の収入金額から必要経費に相当する金額（収入の種類により異なる）を差し引いた金額のこと。

なお、介護保険制度では、所得税法上の合計所得金額から「長期譲渡所得および短期譲渡所得にかかる特別控除額」を控除した金額をいう。

また、非課税者においては、さらに公的年金に係る所得を除いたものを意味する。

高齢化率

高齢者人口（65歳以上人口）が総人口に占める割合をいう。

【さ行】

サービスA

介護予防・日常生活支援総合事業における訪問型・通所型サービスのうち、事業所が行う指定基準を緩和したサービス。

サービス担当者会議

ケアプランの作成にあたってケアマネジャーが開催する会議。

利用者とその家族、ケアマネジャー、ケアプランに位置づけた、サービス提供に関連する事業所の担当者等から構成される。ケアマネジャーによって課題分析された結果をもとに、利用者や家族に提示されるケアプランの原案を協議し、利用者の同意を得てケアプランを確定し、ケアプランに沿ったサービス提供につなげる。

また、その後、利用者や家族、サービスの担当者がケアプランの見直しが必要と考えた場合には、担当者会議が要請され適宜開かれる。

在宅介護

病気・障がいや老化のために自立した生活ができない人が、自分の生活の場である家庭において介護を受けること。またはその人に対して家庭での介護を提供すること。

家庭は利用者の持つ多面的なニーズに対応しやすく、ノーマライゼーションの観点からも重要な介護の場である。

サロン

高齢者の方が、身近な場所で気軽に集まり、楽しくふれあいを深めて交流することができる場。

社会福祉協議会

社会福祉法の規定に基づき組織される地域福祉の推進を目的とする団体で、一般的には、「社協」の略称で呼ばれる場合が多い。

市区町村を単位とする市区町村社会福祉協議会、指定都市の区を単位とする地区社会福祉協議会、都道府県を単位とする都道府県社会福祉協議会がある。

社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加するものとされているおり、様々な福祉サービスや相談、ボランティア活動や住民活動の支援、共同募金等地域の福祉の向上に取り組んでいる。

介護保険制度下のサービスを提供している社協もある。

社会福祉法人

社会福祉事業を行うことを目的として社会福祉法に基づいて設立された法人をいう。

社会福祉法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律や公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律に規定される公益法人よりも、設立要件を厳しくしており、公益性が極めて高い法人であるといえる。

このため、自主的な事業経営の基盤強化、透明性の確保、提供するサービスの質の向上といった観点が求められる一方、税制上の優遇措置等がとられるといった特徴がある。介護保険制度下のサービスを提供する主な法人の1つである。

深化

深まること。また、深めること。といった意味であるが、厚生労働省の介護保険事業にかかる基本指針において新たに地域包括ケアシステムの深化・推進という表現を用いており、本計画でも使用している。

生活支援コーディネーター

地域において、高齢者が住み慣れた在宅でいつまでも生活できるように、課題となっていることを地域の方々とともに抽出し、その課題解決に向けて「地域支え合い活動」や「介護予防・生活支援サービス」などの地域の方々によるサービスを構築するとともに、サービスのマッチングを行う人のこと。

成年後見制度

契約の締結等を行う代理人を選定したり、本人が誤った判断により締結した契約を取り消すことができるようにするなど、認知症や知的障がいなどで判断能力が不十分な成年者の権利を保護するための制度。

【た行】

第1号被保険者

市町村の区域内に住所を有する65歳以上の者。要介護認定を申請して、認定されれば介護保険の給付を受けることができる。

第2号被保険者

市町村の区域内に住所を有する40歳以上65歳未満の医療保険加入者。第1号被保険者と異なり、第2号被保険者の場合は、介護が必要な状態でも介護保険の給付を受けるための条件がある。

団塊の世代

第二次大戦後、昭和22年～24年に生まれた世代のこと。

短期入所生活介護（福祉施設のショートステイ）

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）等に短期間入所し、入浴や食事等の介護や機能訓練を行うこと。

短期入所療養介護（医療施設のショートステイ）

介護老人保健施設や介護療養型医療施設等に短期間入所し、医療によるケアや介護、機能訓練を行うこと。

地域共生社会

地域づくりを地域住民が「我が事」として主体的に取り組み、市町村が地域づくりの支援と、公的な福祉サービスへのつながりを含めた「丸ごと」の総合相談支援の体制整備を進め、地域コミュニティと公的福祉サービスが連携して助け合いながら暮らすことができる共生社会のこと。

地域ケア会議

高齢者個人に対する支援の充実と、それを支える社会基盤の整備とを同時に進めていく、地域包括ケアシステムの実現に向けた手法。

地域のニーズや課題の把握、新たな支援サービスの提言、既存サービスのシステム化等を目的に、地域の方や専門家等と一緒に話し合い考える場として実施している。

地域包括支援センター等が主催し個別のケースを検討する地域ケア個別会議と、市町村等が開催し地域課題の解決を検討する場まで一体的に取り組んでいく地域ケア推進会議がある。

地域支え合い活動

高齢者をはじめ、地域の中で支援を必要としている方々のために地域の方の手により行われる支援活動。

地域の中でその必要性が話し合われ、そこから実施していくこととなった助け合いの活動、または、従来から自然発生的に行われている住民同士の助け合い活動など。

地域支援事業

介護保険事業の中で行われる事業は、要介護（支援）認定者が介護（予防）サービスを利用した場合に支出する「介護（予防）サービス給付費」と、この「地域支援事業」に大別される。

「地域支援事業」は、要介護・要支援状態になることを予防し、社会に参加しつつ地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的に、地域における包括的な相談支援体制、多様な主体による日常生活の支援体制、在宅医療と介護の連携体制及び認知症高齢者の支援体制の構築を一体的に推進するもの。

また、「地域支援事業」は、介護予防・生活支援サービスの提供と介護予防活動を推進する「介護予防・日常生活支援総合事業」、地域包括支援センターを運営する「包括的支援事業」、在宅医療・介護連携推進や生活支援体制整備などを行う「包括的支援事業（社会保障充実分）」及び家族介護支援などを行う「任意事業」に大別される。

地域資源

自然資源のほか、特定の地域に存在する特徴的なものを資源として活用可能な物と捉え、人的・人文的な資源をも含む広義の総称。

この計画においては、市町村、社会福祉協議会、介護サービス事業者、ボランティア団体、NPO団体、民間事業者などが提供する様々なサービスのうち、介護保険外のサービスをいう。

地域包括ケアシステム

高齢者が地域で自立した生活を営めるように、医療、介護、予防、生活支援サービス、住まいが切れ目なく提供される仕組みのこと。

地域包括支援センター

地域の高齢者の総合相談、介護予防のための支援、高齢者の虐待防止、権利擁護や地域の支援体制づくりなどを行い、高齢者の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援する機関のこと。

原則として、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員の3職種を配置することとしている。

チームオレンジ

地域で暮らす認知症の人や家族の困りごとの支援と認知症サポーターを結び付けるための取り組み。(近隣の認知症サポーターがチームを組み認知症の人や家族に対する生活面の早期からの支援等を行う。認知症の人もメンバーとして参加する。)

通所介護（デイサービス）

通所介護施設において、日帰りで入浴や食事の提供、日常生活上の介護や機能訓練を行うこと。

通所リハビリテーション（デイケア）

介護老人保健施設や医療機関において、日帰りで理学療法、作業療法、その他必要な機能訓練を行うこと。

【な行】

日常生活圏域

市町村介護保険事業計画において市町村が定めるもので、住民が日常生活を営んでいる地域として、地理的条件、人口、交通事情その他社会的条件を勘案して定めるもの。

一般的には、小学校区、中学校区、旧行政区、地域づくりの単位など地域の特性を踏まえて設定する。

認知症

いろいろな原因で脳の細胞が死んでしまったり、働きが悪くなったために様々な障がいが起こり、生活するうえで支障が出ている状態（およそ6か月以上継続）のこと。

認知症ケアパス

認知症の人が認知症を発症したときから、認知症によって生活機能に関する障がいが増進していく中で、その進行状況に合わせて、いつ、どこで、どのような医療・介護サービスを受ければよいのかをわかりやすく示した案内文書。

認知症サポーター

講座を通じて認知症の正しい知識と接し方を理解し、自分のできる範囲で認知症の人を応援していく活動を行う人。

認知症初期集中支援チーム

複数の専門家が家族の訴え等により認知症が疑われる人や認知症の人及びその家族を訪問し、アセスメント、家族支援などの初期の支援を包括的、集中的（概ね6ヶ月）に行い、自立生活のサポートを行うチーム。

認知症地域支援推進員

平成30年度から全ての市町村に配置され、各市町村が進めている認知症施策の推進役、そして地域における認知症の人の医療・介護等の支援ネットワーク構築の要役として、地域の特徴や課題に応じた活動を展開している。

認定調査

介護保険制度において、要介護認定・要支援認定のために行われる調査をいう。調査は、市区町村職員や委託を受けた事業者の職員等が被保険者宅の自宅や入所・入院先等を訪問し、受けているサービスの状況、置かれている環境、心身の状況、その他の事項について、全国共通の74項目からなる認定調査票を用いて公正に行われる。

【は行】

訪問介護（ホームヘルプサービス）

ホームヘルパーが訪問し、食事・排せつ等の身体介護や、掃除・洗濯等の生活援助を行うこと。

訪問入浴介護

入浴車等が訪問し、浴槽を提供して入浴の介助を行うこと。

訪問看護

看護師等が自宅を訪問し、病状の観察や療養上の世話をを行うこと。

訪問リハビリテーション

リハビリの専門職（理学療法士・作業療法士等）が自宅を訪問して、リハビリテーションを行うこと。

保険者

一般的には、保険契約により保険金を支払う義務を負い、保険料を受ける権利を有する者をいう。

全国健康保険協会管掌健康保険の保険者は全国健康保険協会、組合管掌健康保険は健康保険組合、国民健康保険は市区町村または国民健康保険組合、各種共済組合は共済組合、国民年金、厚生年金保険は政府である。

高齢者医療確保法の保険者は、医療保険各法の規定により医療の給付を行う全国健康保険協会、健康保険組合、市区町村、国民健康保険組合または共済組合等である。

介護保険の保険者は市区町村であり、実施する事務として、被保険者の資格管理、要介護認定・要支援認定、保険給付、地域密着型サービス事業者に対する指定及び指導監督、地域支援事業、市町村介護保険事業計画、保険料等に関する事務が挙げられる。

保険者機能強化推進交付金

介護保険法等の改正により、平成30年度から高齢者の自立支援・重度化防止等に向け、保険者や都道府県の取り組みが実施されるよう制度化し、自治体への財政的インセンティブとして、客観的指標を設定し、自立支援・重度化防止に関する取り組みを推進するために創設された交付金。

【ま行】

看取り

死が避けられないとされた人が自分らしい最期を迎えるために、身体的・精神的苦痛を緩和、軽減するとともに、残された時間の最期まで尊厳ある生活を支援していくこと。

民生委員

民生委員法に基づき、各市区町村の区域に置かれる民間奉仕者。

都道府県知事の推薦により厚生労働大臣が委嘱し、任期は3年とされている。

職務は、①住民の生活状態を適切に把握すること、②援助を必要とする者が地域で自立した日常生活を営むことができるよう相談・助言・その他の援助を行うこと、③援助を必要とする者が福祉サービスを適切に利用するための情報提供等の援助を行うこと、④社会福祉事業者等と密接に連携し、その事業または活動を支援すること、⑤福祉事務所その他の関係行政機関の業務に協力すること、が規定されている。

なお、民生委員は児童福祉法による児童委員を兼務する。介護保険制度下では、制度利用に関する相談や申請の代行、ケアマネジャー等と連携した利用後のフォロー等の役割を担っている。

【や行】

要介護者

介護保険制度においては、①要介護状態にある65歳以上の者、②要介護状態にある40歳以上64歳以下の者であって、要介護状態の原因である障がいがん等、特定疾病による者をいう。

保険給付の要件となるため、その状態が介護認定審査会（二次判定）の審査・判定によって、該当するかどうか客観的に確認される必要がある。

要介護状態

身体上または精神上の障がいがあるために、入浴、排せつ、食事等の日常生活における基本的な動作の全部または一部について、6か月間にわたり継続して常時介護を要すると見込まれる状態で、要介護状態区分（要介護1～5）のいずれかに該当する者をいう。

要介護認定

介護保険制度において、介護給付を受けようとする被保険者が給付要件を満たしているかどうかを確認するために行われる認定。

保険者である市区町村が、全国一律の客観的基準（要介護認定基準）に基づいて行う。

要介護認定の手順は、被保険者からの申請を受けた市町村が被保険者に対し認定調査を行うと同時に、被保険者の主治医に意見書を求め、これらの調査結果等を介護認定審査会に通知し、要介護状態への該当、要介護状態区分等について審査・判定を求める。

養護老人ホーム

65歳以上で、環境上の理由及び経済的理由により居宅における生活が困難な人が入所する施設。

予防給付

介護保険における要支援認定を受けた被保険者に対する保険給付であり、要介護状態にならないよう予防することを目的とする。

【ら行】**リハビリテーション**

心身に障がいのある者の全人間的復権を理念として、高齢者や障がい者の能力を最大限に発揮させ、その自立を促すために行われる専門的技術をいう。

南知多町
高齢者福祉計画及び第8期介護保険事業計画

令和3年3月

発行：南知多町 保健介護課

〒470-3495 愛知県知多郡南知多町大字豊浜字貝ヶ坪18番地

電話：0569-65-0711

F A X：0569-65-0694
